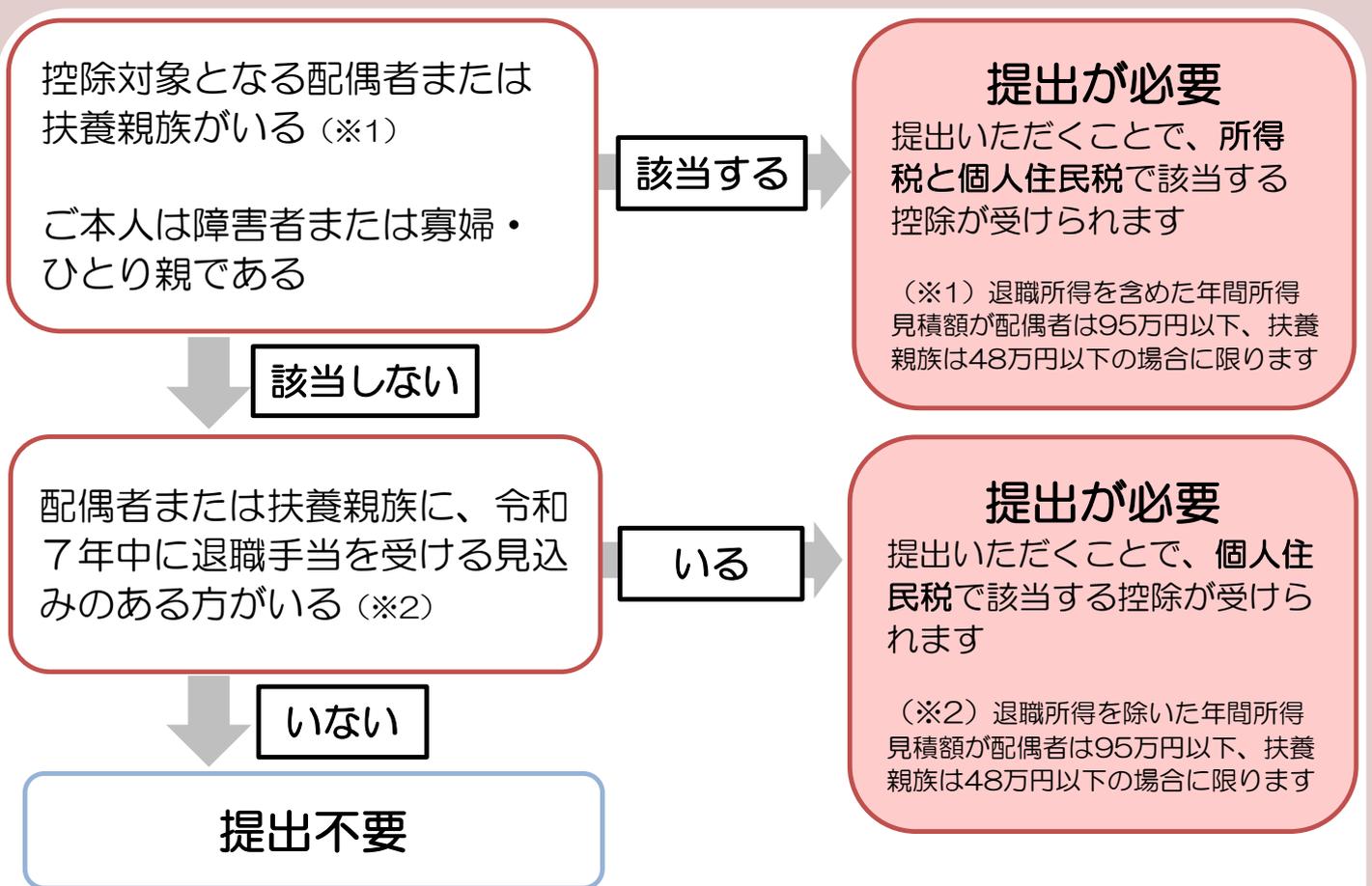


扶養親族等申告書 記入の手引き

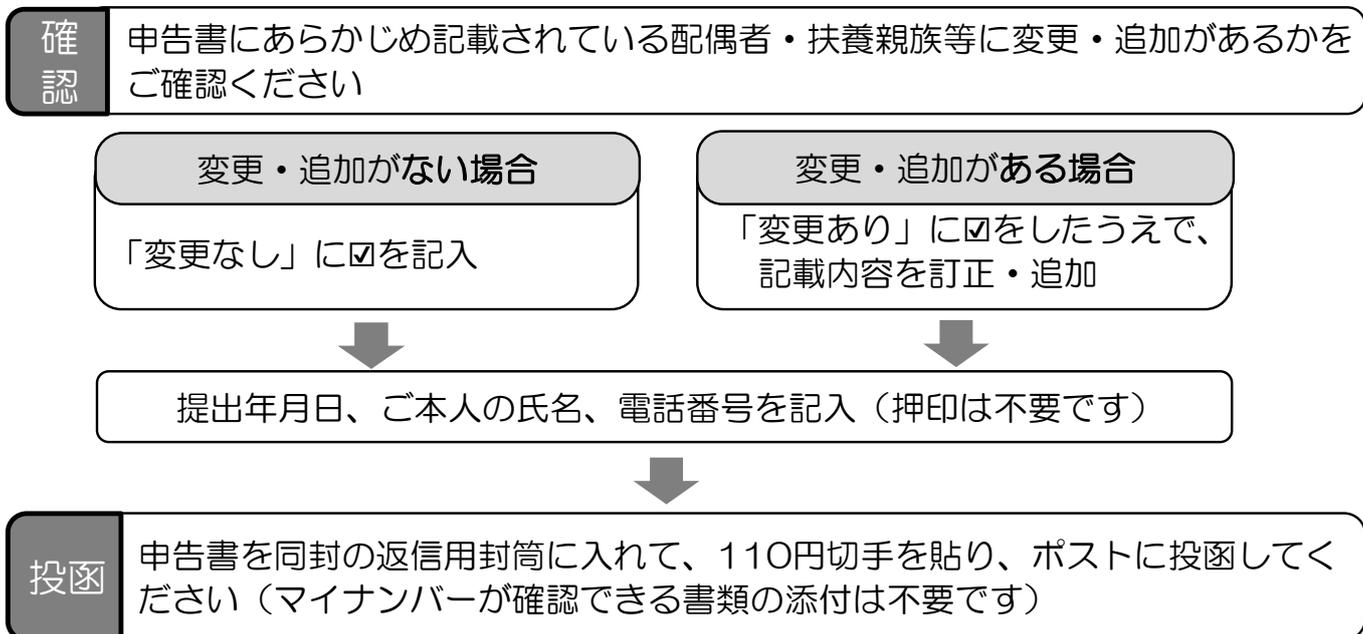
申告書を提出すると該当する控除が受けられます

(注) 提出しない場合でも基礎控除は受けられ、源泉徴収の所得税率は5.105%と同じです



上記「提出が必要」に該当する場合でも、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する方は、共済組合への申告書提出は不要です

<記入のポイント>



提出期限は 令和6年10月31日（木）です

裏面へ続く

『令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

左面

※黒ボールペン等で記入してください（書いた文字が消せるボールペンでは記入しないでください）

問い合わせ先

年金記録番号 適用年

この申告書を提出される方へ 途中で取られた際は必ず記入し、残紙は切り取らず、ご提出ください。
なお、本人が障害者・高齢等に該当しない方で、控除対象となる配偶者または扶養親族（右下【注意事項】を参照）がない方は提出不要です。

令和6年の申告内容から「変更なし」に該当する方
印字されている令和6年の申告内容（氏名、令和6年扶養親族等の内訳）から変更がない方
→①の□に✓をして提出年月日及び②の事項のみ記入してください。

令和6年の申告内容から「変更あり」に該当する方

- 婚姻、結婚、死亡等によって扶養親族等の状況に変更がある方
- 令和7年中に遺贈所得を受ける見込みのある扶養親族がいる方
- 令和6年分で「遺贈所得あり」で申告した配偶者または扶養親族が令和7年中に遺贈所得を受ける見込みがない方
- 令和7年中に控除対象配偶者が20歳、または、扶養親族が18歳、19歳、20歳に到達する方（主要所得の見積額が40万円以下の方に限る）
- 令和6年分で国外居住者として申告した扶養親族が令和7年中に30歳に到達する方
- 本人または扶養親族等の障害区分等に変更がある方
- 令和6年分でマイナンバー（個人番号）を記入していない扶養親族等を令和7年分も申告する方
- 変更なし欄が***で消されている方のうち、令和7年分から扶養親族等を申告する方

①上記1から8のいずれかに該当する場合には、変更箇所だけでなく、修正するすべての事項を記入のうえ、提出してください。

- 必須** 必ず読んでください
- 御自身が該当するのは「変更あり」か「変更なし」かをご確認ください。
- 必須** 提出年月日を記入してください。
- 必須** 変更がない場合
「変更なし」の□に✓をしてください。氏名および電話番号を記入して提出してください。
- 変更がある場合
「変更あり」の□に✓をしてください。氏名、電話番号および③欄から⑧欄の変更事項を訂正または追加で記入してください。
- ①～⑧については、本手引6～7ページを参照
- 右面へ

令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

A 令和6年分の申告内容から変更はありますか？
①または②のどちらか一方の□に✓をしてください。

- 令和6年分から「変更なし」で申告します。
→提出年月日、主要所得の氏名及び電話番号のみを記入し、ご提出ください。他の項目の記入は不要です。
- 令和6年分から「変更あり」で申告します。
→令和6年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は【手引き】を参照のうえ、変更箇所だけでなく、修正するすべての事項を記入してください。

提出年月日 令和 年 月 日

| 氏名 | 性別 | 年齢 | 扶養親族区分 | 障害区分 | 所得区分 | 所得額 | 控除額 | 控除率 | 控除後の所得額 | | | | | |
|----|----|----|--------|------|------|-----|-----|-----|---------|----|----|----|----|----|
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 |

B 受給者

氏名: ネンキン タロウ

電話番号: () - () - ()

生年月日: 明 大 昭 年 月 日 性別: []

③ 配偶者の有無: []

C 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

氏名: ネンキン ユミコ

年金 由美子

続柄: []

生年月日: 明 大 昭 年 月 日

マイナンバー(個人番号): 収録済 *****

5 配偶者の区分

6 同居、別居、非居住者

7 配偶者老人区分

8 配偶者障害

「個人番号（マイナンバー）」欄について

「収録済」と印字されている場合

⇒記入は**不要**です。

※前回提出してから個人番号（マイナンバー）の変更がある場合は、「令和6年分の申告内容から変更はありますか？」の欄の「変更あり」の□に✓をして、⑤欄に、該当者の氏名と変更後の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

海外にお住まい等の理由で、個人番号（マイナンバー）をお持ちでない方は、⑤欄に、該当者の氏名およびお持ちでない旨とその理由をご記入ください。

「未収録」と印字されている場合

⇒「**変更あり**」の□に✓をして、該当者の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の添付は必要ありません。

※個人番号（マイナンバー）の記入がない場合でも、記入のないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。

※個人番号（マイナンバー）を記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

『令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の記入例

右面

※黒ボールペン等で記入してください（書いた文字が消せるボールペンでは記入しないでください）

D 扶養親族

| 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 11 同居等の区分 | | 13 障害 |
|-------------------|----|------|-----------|-----------|-------|
| | | | 10 種別 | 12 同居等の区分 | |
| ネンキン ハナコ 年金 花子 | | | | | |
| ネンキン カズヤ 年金 和也 | | | | | |
| ネンキン タクヤ 年金 拓也 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

内容をご確認のうえ、訂正または追加でご記入ください。

個人番号（マイナンバー）については、左ページをご確認ください。

⑤欄の記入例

- ・別居の場合
年金花子
東京都千代田区〇〇
- ・非居住者の場合
年金拓也
アメリカ合衆国〇〇州 〇〇
- ・個人番号を変更した場合
年金和也
変更後の個人番号
3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
- ・代理の方が記入する場合
年金太郎に代わり、私が代理で記入しました。 代筆者 年金花子

E 摘要欄

14 摘要欄

⑤摘要欄には以下の内容をご記入ください。

- 控除対象配偶者、扶養親族が別居している場合⇒別居の方の氏名と住所
- 控除対象配偶者、扶養親族が非居住者（国内に住所を有しない方）の場合⇒非居住者の氏名と住所
（別途書類を添付する必要があります。本手引10ページ「非居住者である親族に係る扶養控除等の書類の添付について」をご確認ください。）
- 控除対象配偶者、扶養親族が個人番号（マイナンバー）を変更した場合
⇒扶養親族の氏名および変更後の個人番号（マイナンバー）
- 同一生計内に所得者が2人以上いる場合（他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合）
⇒その扶養親族およびその方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、受給者から見た続柄、生年月日、住所
- 代理の方が記入する場合⇒代筆した旨と代筆者の氏名

扶養親族が退職手当を受ける見込み／扶養親族が国外居住である場合

扶養親族が退職手当等を受ける見込みである場合

○所得税の控除対象となる条件

全ての所得額を合計した年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。
扶養親族等申告書の⑤「配偶者の区分」欄にご記入いただく年間所得見積額は「退職所得を含んだ」金額です。

○個人住民税の控除対象となる条件

退職所得を除いた所得額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下であること。

⇒控除対象配偶者または扶養親族が令和7年に退職手当を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「（退職所得を含んだ）年間所得見積額」とは別に、「退職所得を除く年間所得見積額」をご記入ください。

前年に「退職所得あり」で配偶者・扶養親族を申告された方

令和7年に退職所得を受ける見込みがない場合、配偶者の場合は年間所得の見積額を記入し、扶養親族の場合は「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○を記入して、「前年から変更あり」としてご提出ください。

「前年から変更なし」で提出すると、前年と同じ金額の退職所得を受ける見込みであるという内容の申告になりますので、ご注意ください。

扶養親族が国外居住（非居住者）である場合

国外に居住する扶養親族の要件は以下のとおりです（配偶者の場合はこのような要件はありません。）

30歳未満、または70歳以上（ただし、左記以外でも次の①～③のいずれかに該当する場合は控除の対象となります）

- ①留学のために国内に住所及び居所を有しなくなったこと
- ②障害者に該当すること☒
- ③年金受給者から年間38万円以上の送金等（生活費や教育費）を受ける見込みであること

※申告には「親族関係書類」「留学の事実がわかる書類」の添付が必要です。詳しくは10ページをご覧ください。

※網掛け部分が控除対象となります。

| | | |
|-------|--|-------|
| 30歳未満 | 30歳以上～70歳未満 | 70歳以上 |
| | ①留学により非居住者となった方 ②障害者 ③年金受給者から年間38万円以上の送金等を受ける見込みのある方 | |

○前年に非居住者として申告した扶養親族が30歳に到達する場合

前年に非居住者（「30歳未満・70歳以上」）として申告した扶養親族が、令和7年に「30歳以上」となる場合、令和7年分の控除対象にならなくなります。

令和7年分に引き続き控除を受けるためには、申告書の該当する区分に○を記入のうえ、「前年から変更あり」としてご提出ください。

『令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の作成と提出の流れ

※以下のすべてに該当する場合、**提出は不要**です。

- ①本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない。
- ②控除対象となる配偶者または扶養親族がない。
- ③令和7年中に退職手当を受ける見込みのある配偶者または扶養親族がない。

A 令和6年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

1 令和6年分から「**変更なし**」で申告します。

→提出年月日、④受給者欄の氏名及び電話番号のみを記入し、ご提出ください。
他の項目の記入は不要です。
※変更なし欄に「」が印字されている方は、前年が未提出または前年度の方です。令和7年分の申告書
を提出する場合は、2の変更ありの□に✓をし、申告するすべての事項を記入してください。

2 令和6年分から「**変更あり**」で申告します。

→令和6年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「平引き」をご願
いのうえ、変更箇所だけでなく、申告するすべての事項を記入してください。

○申告書の内容をご確認ください。

前年から「変更なし」の場合
⇒「 (変更なし)」の□に✓をしてください。

前年から「変更あり」の場合
⇒「 (変更あり)」の□に✓をしてください。

提出年月日 令和 ○年 ○○月 ○○日

○提出年月日を記入してください。

B 受給者

| | |
|------|--------------------|
| フリガナ | ネンキン タロウ |
| 氏名 | 年金 太郎 |
| 電話番号 | (XXX) XXX - XXXX |

○B欄の「氏名」欄、「電話番号」欄を記入してください。

※氏名（フリガナ）をご確認ください。
※代理の方が記入する場合は申告書E欄に
代筆した旨と代筆者氏名をご記入ください。

「変更あり」の場合

「変更なし」の場合

○B・C・D欄を訂正または追加記入してください。

※変更がある場合は二重線で抹消・訂正してください。

※訂正印は**不要**です（下記の「訂正の例」、「抹消の例」を参照してください）。

※黒ボールペン等でご記入ください。

（書いた文字が消せるボールペンでの記入はしないでください）

<訂正の例>

C 控除対象となる配偶者

④ 源泉控除対象配偶者
または
障害者に該当する同一生計配偶者

フリガナ
ネンキン ~~ユリ子~~ ユミコ

氏名
年金 ~~由里子~~ 由美子

※記入内容を訂正する場合

<抹消の例>

C 控除対象となる配偶者

④ 源泉控除対象配偶者
または
障害者に該当する同一生計配偶者

フリガナ
~~ネンキン ユリ子~~

氏名
~~年金 由里子~~

※対象となる人がいない場合

○別居その他の場合はE欄に記入してください。

記入事項については、本手引3ページをご覧ください。

○返信用封筒に入れ110円切手を貼って提出

法令上受給者が提出することが規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。

記入項目について①

令和6年分から扶養状況に変更がありましたか？

※③～⑤欄の記入内容をご確認いただき、必ず④欄のどちらか一方に☑をしてください。

●前年から変更が「ない」場合

「変更なし」に☑をし、提出年月日、③欄のご本人の氏名および電話番号を記入のうえ、ご提出ください。

●前年から変更が「ある」場合

「変更あり」に☑をし、提出年月日、③欄のご本人の氏名および電話番号を記入のうえ、申告書の該当する箇所を記入し、ご提出ください。

B 「受給者」欄

1 本人障害【手引11ページ「普通障害者」「特別障害者」とは】を参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、手帳の種類いずれかに○をし、障害等級、交付年月日などをご記入ください。

障害を示す書類（手帳の写しなど）は不要です。

2 本人所得【手引8～9ページ「年間所得の見積額」の計算方法】を参照】

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、☑に✓をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

3 寡婦・ひとり親の申告【申告書裏面 寡婦・ひとり親の申告を参照】

配偶者がいない場合は、申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】へ進んでください。

申告書裏面の【寡婦・ひとり親の申告】の判別方法にて該当するものを確認し、「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み設問を進んだうえで、いずれかに該当した場合、該当したものの☑に✓をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

C 「控除対象となる配偶者」欄

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限ります。）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分【手引8～9ページ「年間所得の見積額」の計算方法】を参照】

配偶者の収入が年金のみで、記載されている年金額以下の場合は☑に✓をしてください。

それ以外の場合は年間所得見積額（所得の見積額がマイナスとなる場合は、ゼロ）を必ずご記入ください。

また、配偶者が令和7年中に退職手当を受ける見込みである場合、「退職所得あり」を○で囲み、退職所得を除いた年間所得見積額を必ずご記入ください。

6 同居・別居・非居住者の区分

【手引10ページ「非居住者である親族に係る扶養控除等の書類の添付について」を参照】

受給者と同居か別居か非居住者（国内に住所を有しない方）のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書のE欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

「非居住者」の場合は、申告書のE欄の⑭に非居住者の方の氏名と住所をご記入ください。

また、「非居住者」の場合は、「親族関係書類」を扶養親族等申告書に添付してください。

7 配偶者老人区分

配偶者の年間所得見積額が48万円以下で70歳以上の場合、「老人」に○をしてください。

※老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和31年1月1日以前に生まれた方）を「老人」と記載しています。

8 配偶者障害 【手引11ページ「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

記入方法は①をご覧ください。

※配偶者が障害者に該当しても、所得見積額が48万円を超える場合は障害者控除の対象外です。

D 「扶養親族」欄

9 控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）

控除対象扶養親族（※1）および扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上：平成22年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満：扶養親族のうち、平成22年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人・16歳未満の種別 【手引き11ページ「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは」を参照】

扶養親族がいずれかに該当する場合、該当する文字に○をしてください。

11 同居等の区分・国外居住の有無

【手引4ページ下部、10ページ「非居住者である親族に係る扶養控除等の書類の添付について」を参照】

■受給者と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書のE欄の⑭に別居している方の氏名と住所をご記入ください。

■「非居住者」である場合は、「国外居住」と該当する区分に○をして、E欄の⑭にその方の氏名と住所をご記入ください。また、「親族関係書類」等を扶養親族等申告書に添付してください。

「非居住者」が次の区分に該当する場合、その区分に○をしてください。

- ・30歳未満、または70歳以上
- ・留学のため国内に住所および居所を有しなくなった
- ・障害者に該当する
- ・生活費または教育費を年間38万円以上受ける見込み

なお、いずれの条件にも該当しない場合、区分は記入不要です。

12 年間所得の見積額 【手引8～9ページ「年間所得の見積額」の計算方法」を参照】

扶養親族の令和7年の年間所得見積額を計算し、「48万円以下」または「48万円超」のどちらか一方に○をしてください。また、扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合、「退職所得あり」に○をして、退職所得を除いた年間所得見積額をご記入ください。

13 障害 【手引11ページ「普通障害者」「特別障害者」とは」を参照】

記入方法は①をご覧ください。

E 「摘要」欄

14 摘要 【手引3ページを参照】

「年間所得の見積額」の計算方法①

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。

控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合計して所得額を計算してください。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額 (A)」 - 「公的年金等控除額」 = 「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。

「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。

障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。

公的年金等控除額は、年金以外の所得額、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。

○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合の公的年金等控除額

| 年金を受け取る方の年齢 | その年に受け取る年金額 (A) | 公的年金等控除額 |
|---------------------------|--------------------|--------------------|
| 65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ) | 330万円以下 | 110万円 |
| | 330万円超410万円以下 | (A) × 25% + 27万5千円 |
| | 410万円超770万円以下 | (A) × 15% + 68万5千円 |
| | 770万円超1,000万円以下 | (A) × 5% + 145万5千円 |
| 65歳未満 (昭和36年1月2日以降生まれ) | 1,000万円超 | 195万5千円 |
| | 130万円以下 | 60万円 |
| | 130万円超410万円以下 | (A) × 25% + 27万5千円 |
| | 410万円超770万円以下 | (A) × 15% + 68万5千円 |
| 770万円超1,000万円以下 | (A) × 5% + 145万5千円 | |
| | 1,000万円超 | 195万5千円 |

《計算例①》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合の年間所得の見積額

145万円 (受け取る年金額) - 110万円 (公的年金等控除額) = 35万円 (年間所得の見積額)

《計算例②》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合の年間所得の見積額

50万円 (受け取る年金額) - 60万円 (公的年金等控除額) = 0万円 (年間所得の見積額) (※)

※年間所得の見積額がマイナスとなった場合は所得額は0円となります。

○公的年金等以外収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

○公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、一律10万円を上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

2. 収入が給与の場合の計算方法

$$\text{「給与の収入金額 (B)」} - \text{「給与所得控除額」} - \text{「所得金額調整控除額」} = \text{「給与所得の金額」}$$

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

| 給与の収入金額 (B) | 給与所得控除額 |
|-----------------|-------------------|
| 162万5千円以下 | 55万円 |
| 162万5千円超180万円以下 | (B) × 40% - 10万円 |
| 180万円超360万円以下 | (B) × 30% + 8万円 |
| 360万円超660万円以下 | (B) × 20% + 44万円 |
| 660万円超850万円以下 | (B) × 10% + 110万円 |
| 850万円超 | 195万円 |

《計算例》 給与の収入金額が90万円の場合の年間所得の見積額

$$90\text{万円 (給与の収入金額)} - 55\text{万円 (給与所得控除額)} = 35\text{万円 (年間所得の見積額)}$$

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

① 公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = \text{年金所得額 (※)} + \text{給与所得控除後の給与等の額 (※)} - 10\text{万円}$$

(※) 10万円を超える場合は10万円

《計算例》 65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円（年金所得70万円）

および給与収入額が200万円の場合

$$\text{給与所得控除額} : 200\text{万円 (給与の収入金額)} \times 30\% + 8\text{万円} = 68\text{万円}$$

$$\text{所得金額調整控除額} : 10\text{万円 (年金所得の上限額)} + 10\text{万円 (給与所得の上限額)} - 10\text{万円} = 10\text{万円}$$

$$\begin{aligned} \text{給与所得額} & : 200\text{万円 (給与の収入金額)} - 68\text{万円 (給与所得控除額)} \\ & - 10\text{万円 (所得金額調整控除額)} = 122\text{万円} \end{aligned}$$

② 給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する。
- ・ 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・ 23歳未満の扶養親族がいる。

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与の収入金額 (※)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

(※) 1,000万円を超える場合は1,000万円

3. 収入が退職手当の場合の計算方法

$$(\text{「一般退職手当等の収入金額」} - \text{「退職所得控除額」}) \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$$

勤続期間が5年以下の場合などは計算方法が異なります。詳細は国税庁ホームページ等をご覧ください。

| 勤続年数 | 退職所得控除額 |
|---------|-----------------------------|
| 20年以下 | 40万円 × 勤続年数 |
| 20年を超える | 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年) |

収入がその他の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

| 所得の種類 | 所得金額（非課税所得は含みません。） |
|--------------|------------------------|
| 利子所得 | 利子収入額と同額 |
| 配当所得 | 利子収入－株式等の取得に要した負債の利子 |
| 不動産所得 | 総収入金額－必要経費 |
| 事業所得 | 総収入金額－必要経費 |
| 譲渡所得 | 総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額 |
| 山林所得 | 総収入金額－必要経費－特別控除額 |
| 一時所得 | 総収入金額－支出金額－特別控除額 |
| 雑所得（公的年金等以外） | 総収入金額－必要経費 |

所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

非居住者である親族に係る扶養控除等の書類の添付について

非居住者（※）である親族に係る扶養控除、配偶者控除または障害者控除の適用を受ける居住者（納税者）は、当該親族に係る「親族関係書類（下記①または②のいずれか（これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要））」及び③を扶養親族等申告書に添付してください。

※「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方をいいます。

- ①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類およびその親族の旅券の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。）
- ③留学の場合は留学の事実がわかる書類（現地の査証または在留カードの写し）

（参考）令和6年の扶養親族等の内訳欄について

課税区分

- 1－老齢基礎年金が支給されていない方
- 2－老齢基礎年金が支給されている方
- 3－在職中などで前年の申告がない方
- 4－源泉徴収の対象にならない方

本人 寡婦等

- 1－寡婦、4－ひとり親

源泉控除対象配偶者

- 1－一般、2－老人控除対象（70歳以上で所得48万円以下）

非居住者親族

- 国外居住の親族がある場合のみ表示

| 扶養親族等の内訳 | 課税区分 | 本人 | | | 源泉控除対象配偶者 | 扶養者数 | | | | 障害 | | | 非居住者親族 | |
|----------|------|-----|--------|--------|-----------|--------|--------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| | | 寡婦等 | 障害 | | | 特 定 | 老 人 | 16 歳 未 満 | 一 般 | 特別 | | 普 通 | | |
| | | | 特 別 | 普 通 | | | | | | 同 居 | 別 居 | | | |
| | 27 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 |
| 令和6年 | | | | | | | | | | | | | | |

この部分には申告人数を表示しています

○「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。代表的な例は次のとおりです（詳細は国税庁のホームページまたは税務署にご確認ください。）。

障害者に該当しても、該当者の所得見積額が48万円を超える場合は、障害者控除の対象となりません。

| 障害者 | 障害者区分 | |
|-------------------------------------|--------------------|----------------------------|
| | 普通障害者 | 特別障害者 |
| 精神に障害がある方で 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 | 右の等級以外の方 | 精神障害者保健福祉手帳の 障害の等級が1級の方 |
| 身体上の障害がある方で 身体障害者手帳の交付を受けている方 | 障害の程度が 3級から6級の方 | 障害の程度が 1級または2級の方 |

※介護保険の要介護認定を受けているだけでは、障害者控除を受けることはできません。詳しくは市役所等にお問い合わせください。

○「寡婦」「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、下表の条件に該当する方です。

| 本人の所得 | 本人の性別 | 扶養親族等の要件 | 配偶者との関係（※3） | 控除の区分 控除額（年額） |
|-----------------|-------|-------------|---------------------|------------------|
| 500万円以下 （※1） | 男性 | 子（※2）がいる | 死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし | ひとり親 （36万円） |
| | | 子（※2）がいる | 死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし | ひとり親 （36万円） |
| | 女性 | 扶養親族がいない | 死別・生死不明 | 寡婦 （27万円） |
| | | 子以外の扶養親族がいる | 死別・離婚・生死不明 | 寡婦 （27万円） |

※1：500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※2：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限り、48万円を超える所得がある子は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除くと48万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※3：住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

○「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「老人扶養親族」とは、昭和31年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「本人所得」及び「配偶者の区分」について

<配偶者控除等（源泉徴収時）の要件>

| | | 配偶者所得 | | |
|------|---------|---------------------------|--------------|---------|
| | | 48万円以下 | 48万円超～95万円以下 | 95万円超 |
| 本人所得 | 900万円以下 | 配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除 | 配偶者特別控除※1 | |
| | 900万円超 | 障害者控除※2 | | 控除対象外※3 |

※1：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。

※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。

※3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

提出期限は 令和6年10月31日（木）です

※「扶養親族等申告書」の記入にあたっては、本手引の2ページから11ページを参照してください。

※「扶養親族等申告書」の「変更なし」欄が「***」で消されている方は令和6年分の「扶養親族等申告書」を提出されていない方、または令和6年の年金額が源泉徴収の対象でなかった方です。

※「扶養親族等申告書」の「変更ありに該当する方」1～8以外にも、職場を退職したこと等により令和7年から控除を希望する場合は、「変更あり」の☑に✓をし、必要事項を全てご記入の上、ご提出ください。

《提出にあたって》

○提出前に、記入された内容を再度ご確認ください。

○赤線で囲われた項目を記入しましたか。

- ・ **変更なし☑ 変更あり☑ のチェック**
- ・ **提出年月日**
- ・ **受給者の氏名（漢字）**
- ・ **電話番号**

○印字してある内容（フリガナなど）に誤りはありますか。

お問い合わせ先

仙台市職員共済組合 年金係

電話 022-214-1227

※10月15日～18日の間は電話が非常に混み合い、お待たせする場合があります。ご了承ください。

仙台市青葉区上杉1丁目5-15

日本生命仙台勾当台南ビル2階

仙台市職員共済組合 所在地

